① 東播都市計画臨港地区(江井ヶ島港)の変更について 〔明石市決定〕

臨港地区(江井ヶ島港)の変更について

1. 経緯

臨港地区は、水域である港湾区域と一体となって港湾施設の管理運営を円滑に行うために必要な 陸域を指定するものです。江井ヶ島港については港湾機能の増進、水際線の有効利用を図るものとして、 昭和 39 年に指定され、現在に至ります。

整備が完了した港湾について、適正な管理運営を図るため、江井ヶ島港の臨港地区を現状の県の管理地に合わせて変更します。

2. 臨港地区 (江井ヶ島港) の概要

当該地区の位置及び概要を下図に示します。当該地区は、用途地域として準工業地区(200/60)及び特別用途地区(大規模集客施設規制地区)が指定されております。



3. 都市計画変更素案の内容 【P.5・6】計画図・変更前後対照図

<i>t</i> 7 11−	面		
名称	変更前	変更後	備考
江井ヶ島港臨港地区	約 1.9ha	約 2.6ha	漁港区 約 2.6ha

4. その他報告事項 【P.7】分区図

臨港地区(江井ヶ島港)の変更と合わせて、兵庫県により、「臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例」に基づいた分区の指定が行われる予定です。指定される分区については、漁港区を予定しております。

漁港区における規制内容については、以下のとおりです。

【参考】臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例(抜粋)

分区		構築物
漁港区	1	港湾法第2条第5項第2号、第4号、第5号及び第9号から第10号の2までに掲げる港湾
		施設
	2	漁船のための係留施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設並びに漁船の造船施設及び
		修理施設
	3	漁具の補修又は保管に必要な施設
	4	水産物の卸売市場、水産物の処理、保管又は荷さばきに必要な施設及び水産物の加工施設
	5	漁業又はその関連事業を行う者及び漁業協同組合その他の漁業関係団体の事務所
	6	漁業に関係する者のための共同利用施設
	7	水産物(その加工物を含む。以下同じ。)を主たる原料又は材料とする料理を提供する飲食店
		(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号。以下「風
		営法」という。)第2条第1項に規定する風俗営業を営むものを除く。)及び水産物又は漁具の
		販売を主たる目的とする店舗
	8	国又は地方公共団体の官公署の事務所

5. 現在までの取組と今後の予定

現在までの取り組みの経緯は以下のとおりです。

年 月	内容	備考
平成 29 年 9 月	関係地権者等説明会	
平成 29 年 10 月	住民説明会	
平成 29 年 10 月	港湾管理者からの意見の申出	
平成 29 年 11 月	都市計画審議会(事前説明)	
平成 29 年 12 月	県知事協議 (本協議)	(予定)
平成 30 年 1 月	法定縦覧	(予定)
平成 30 年 2 月	都市計画審議会(本審議)	(予定)
平成 30 年 4 月	都市計画決定(変更)の告示	(予定)

計画書(案)

東播都市計画 臨港地区の変更 (明石市決定)

東播都市計画江井ヶ島港臨港地区を次のように変更する。

名 称	面積	備考
江井ヶ島港臨港地区	約2.6ha	

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

臨港地区は、水域である港湾区域と一体となって港湾施設の管理運営を円滑に行うために必要な陸域を指定するものであり、港湾機能の増進、水際線の有効利用を図るものとして定めるものであり、昭和39年以降順次、臨港地区の指定を行ってきた。このたび、整備が完了した港湾について適正な管理運営を図るため、江井ヶ島港の臨港地区の見直しを行うものである。





